平成２３年（フ）第６４４号
兵庫県西宮市寿町３番15―311号
債務者　坂　　耕介
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６９号
横浜市鶴見区駒岡４丁目35番７号　ジャスティグローリー
債務者　舩森加代子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０５号
横浜市磯子区久木町20―47　Ａ―104号室、住民票上の住所神奈川県横須賀市久比里１丁目26番Ｃ―304号
債務者　松永　勝美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７８号
横浜市港南区上永谷３丁目１番17号　ハイツ司６―203
債務者　内田　絵美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６号
愛知県豊橋市牟呂町字百間６番地３　Ｂ―105、従前の住所愛知県豊橋市中浜町78番地
債務者　炉ばたいさりびこと　秋山多恵子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２１８１号
大阪府枚方市三栗１丁目３番12―103号
債務者　西村　潤治
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３７８号
大阪府高槻市栄町１丁目12番22―504号
債務者　桑名　惠子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目12番27号　明吉荘
債務者　今井　清満（旧姓堀越・小柳）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９０号
岡山市南区山田1404番地
債務者　吉田　和正
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄248番地４
債務者　森本　尚子（旧姓砂田）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４号
岡山市南区東畦695番地28
債務者　加地杏里美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７号
岡山市北区東花尻53番地１　リトルハイム花尻57号館118
債務者　鳥原　　晃
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８１号
横浜市青葉区元石川町6300番地６　コーポ倉本Ａ―102
債務者　齋藤　雅明
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８８号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目12番13―1102号
債務者　小林　佳子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１１号
東京都小平市学園西町１丁目36番２―302号
債務者　廣越　明子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部